

利益相反（COI）について

研究内容を腸内細菌学会、および、腸内細菌学雑誌等に発表する際の基準とその申告および開示方法は以下の通りとする。

1. 利益相反（Conflict of Interest：COI）自己申告の基準

- 1) 当該研究に関連する一つの企業、あるいは、法人組織や営利を目的とした団体（以下、これらを営利団体という）からの役員、顧問の報酬額が 100 万円以上の場合。
- 2) 一つの企業の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合。
- 3) 一つの営利団体からの特許使用料が 100 万円以上の場合。
- 4) 一つの営利団体からの講演料や原稿料が、それぞれ 50 万円以上の場合。
- 5) 一つの営利団体からの研究費（受託研究費や共同研究費、奨学寄付金など）が計 200 万円以上の場合。
- 6) 一つの営利団体が提供する寄付講座に所属している場合。
- 7) 一つの営利団体から研究とは直接関係の無い旅行や贈答品などを、計 5 万円以上受けた場合。

なお、上記の基準は年間あたりのものとする。

2. COI 開示方法

学会発表および論文発表に際し、筆頭者および研究責任者は、当該発表内容について COI 自己申告の基準に基づき、申告すべき COI 状態の有無を開示しなくてはならない。

1) 腸内細菌学会での発表

1-a) スライドを用いての口頭発表の際>

① 申告すべき COI 状態が無い場合

以下のようなスライドを発表スライドの 1 枚目に加える（例）。

COI 開示；腸内細菌学会

筆頭者氏名 ○○ ○○

研究責任者 ○○ ○○

当財団の規定に従い COI 開示をする。発表演題に関連し開示すべき事項は無い。

②申告すべき COI 状態がある場合

以下のようなスライドを発表スライドの 1 枚目に加える（例）。

COI 開示；腸内細菌学会

筆頭者氏名 ○○ ○○

研究責任者 ○○ ○○

当財団の規定に従い COI 開示をする。発表演題に関連し開示すべき事項を以下に示す（例）。

1. 役員・顧問：なし
2. 株保有状態：なし
3. 特許使用料：なし
4. 講演料・原稿料：なし
5. 受託研究費・共同研究費：あり（X X 食品）
6. 奨学寄付金：あり（Y Y 製薬）
7. 寄付講座所属：なし

1-b) ポスター発表の際

ポスターの最初もしくは最後に COI 開示として必要事項を記載する（上記参照）。

2) 腸内細菌学雑誌での発表

投稿規定に従い COI 開示として必要事項を記載する。

3. 対象者は会員及び、会員外の発表者、投稿者を含む。